

あま〜い誘いに ご用心!

携帯電話やパソコン、郵便などにより、架空・不当な情報料等を請求する悪質業者が後を絶ちません。使っていない場合は支払う必要はありませんし、連絡をすることで、個人情報が相手に知られ、悪用されることもあります。不用意に個人情報を知らせないように注意しましょう。

困ったときには裏面の相談窓口までご相談を!

ご入金ありがとうございます。
あなたのIPアドレス
XXX.XXX.XXX
ご利用プロバイダー
XXXXX
ご利用料金
¥60,000

なんじゃこりゃ?!



えー、こんな使った覚えはないのにー



インターネット取引



京都府

近畿府県共同作成「滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県」

覚えておこう！クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは

訪問販売などで、消費者がいったん申し込みや契約をした場合でも、一定期間内（契約書面等を受領した日を含め、8日間または20日間）であれば、一方的に無条件で契約を解除することができる制度です（特定商取引に関する法律等に規定）。

クーリング・オフできない場合があります。

- 注意**
- ◎価格が3,000円未満のものを現金で買った場合
 - ◎化粧品など消耗品の一部を使用した場合（布団、学習教材、下着などは消耗品ではありません）
 - ◎乗用自動車
 - ◎法律でクーリング・オフが認められていない商品・役務（サービス）を買った場合
 - ◎通信販売で買った場合（インターネット取引を含む）

特定商取引法上のクーリング・オフ期間

訪問販売	自宅訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス等	8日間
電話勧誘販売	電話をかけるなどして勧誘し、申し込みを受ける販売	8日間
マルチ商法 (連鎖販売取引)	個人を商品などの販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘すれば収入が得られると言って連鎖的に販売組織を拡大する取引	20日間
特定継続的役務提供	身体の美化、知識の向上等を目的として、継続的に役務を提供する取引形態（エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）	8日間
業務提供誘引販売 (モニター商法など)	モニターになってレポート提出などの業務を行えば、モニター料といった名目で収入が得られると言って、高額な商品を販売する商法（美顔器、宝石、着物、布団等）	20日間

※他の法律でクーリング・オフが認められている場合もあります。詳しくは相談窓口へ

クーリング・オフをするには

- 契約書面を受け取った日を含めて上記期間内に書面（はがき・内容証明郵便など）で通知します。
- はがきで通知をする場合
 - ・郵便局の窓口に出す前に、はがきの両面をコピーし、郵便局発行の受領証と一緒に保管しておきます。
 - ・はがきは配達記録郵便または簡易書留で出します。
- 内容証明郵便の方がより確実です。
- クレジット利用の場合は、クレジット会社にも出しておきます。

効果 支払ったお金は全額返金されます。
商品の引き取り料金は業者負担で、損害賠償や違約金を払う必要もありません。



（はがきの記載例）

郵便はがき

〇〇市〇〇区〇〇町

〇〇株式会社
代表者様

- 申込日 平成〇年〇月〇日
 - 販売店名
 - 商品及び金額
 - 担当者名
- 上記口付の申込は撤回
(または契約を解除) します。
なお既払額の〇〇円を返金し
商品を引き取ってください。
平成〇年〇月〇日
住所
氏名

※期間内に通知書を発信すれば、到達は期間後でも有効

注意 クーリング・オフ期間を過ぎてもあきらめないですぐにお近くの相談窓口へ
(契約時の書面不備やクーリング・オフの妨害に当たる行為等があると、期間が過ぎていても適用される場合があります。)

マルチ商法



自分が商品などを買って販売組織の会員となり、同じように会員となる人を紹介することにより、マージンがもらえるというシステムです。高収入を得るためには、エンドレスに人を勧誘して会員を増やし続けなければならず、結局、友人の信用もお金も失い、高額な商品だけが手元に残ることがあります。

キャッチセールス



街頭で「アンケートにお答えください」などと呼ばれ止められ、喫茶店や営業所等連れられて行かれます。そこで言葉巧みに勧誘され、化粧品、健康食品、エステティックなどの高額な契約をさせられることがあります。また、説明どおりのサービスを受けられない場合もあります。

被害にあわないための5か条

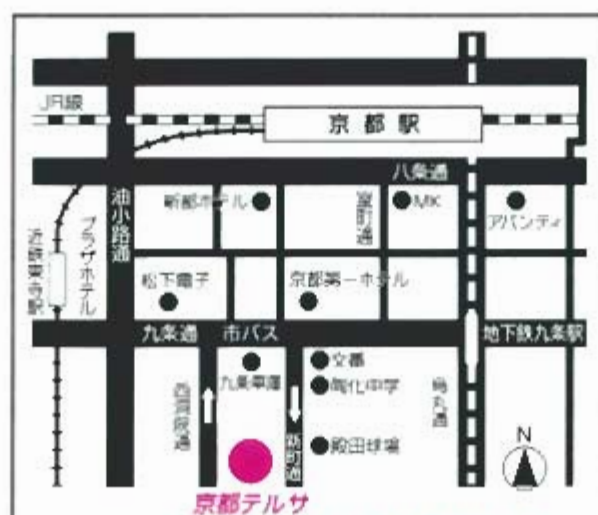
- ① 知らないものは「いりません」とはっきり断わることが肝心
- ② その場ですぐ契約せず、よく確かめて、家族、友人など信頼できる人に相談を
- ③ 個人情報（住所・氏名・電話番号・口座等）を容易に提供しないように
- ④ 納得できない請求への支払いは慎重に
- ⑤ おかしいと思ったら、お近くの相談窓口へ！

消費生活に関するご相談・お問い合わせは、お気軽に下記相談窓口又は市町村の相談窓口へ

✿ 京都府消費生活安全センター

所在地 〒601-8047 京都市南区新町通九条下ル京都テルサ内
 電話 (くらしの相談用) 075-671-0004
 (ヤミ金融専用) 075-671-0044
 (架空請求110番) 075-671-0144
 (個人情報相談) 075-671-0644
 (週末(土・日)電話相談) 075-257-9002
 (F A X) 075-671-0016

<http://www.pref.kyoto.jp/shohise/>
 (京都府ホームページ内「くらしの情報ひろば」)



京都府消費生活安全センター

●府内にお住まいの方は最寄りの広域振興局でもご相談いただけます。

名 称	所 在 地	電話番号
山城広域振興局 農林商工部商工観光室	宇治市宇治若森7の6	0774-21-2103
南丹広域振興局 農林商工部商工観光室	亀岡市荒塚町1丁目4番1号	0771-23-4438
中丹広域振興局 農林商工部商工観光室	舞鶴市字浜2020	0773-62-2506
丹後広域振興局 農林商工部商工観光室	京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4304